

○商店街振興組合法施行令（昭和三十七年政令第三百二十一号）

最終改正 平成二十七年四月三十日政令第二百二十五号

内閣は、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）第三十六条第二項（第六十二条第三項、第七十三条第四項又は附則第三条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（認可の要件）

第一条 商店街振興組合法（以下「法」という。）第三十六条第二項（第六十二条第三項、第七十三条第四項又は附則第三条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 設立その他の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
- 二 事業を行うために必要な経営的基盤を有していること。
- 三 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会（一又は二以上の都道府県の区域を地区とするもの及び都の区の存する区域又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域に属する地域を地区とするものを除く。以下この条において同じ。）の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立されているときは、その商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。

（組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲）

第二条 法第四十四条第五項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時に於ける組合員（商店街振興組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員。以下この条において同じ。）の総数が千人であることとする。

2 組合の事業年度の開始の時に於ける組合員の総数が新たに千人を超えることとなつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第四十四条第五項の政令で定める基準を超える組合に該当しないものとみなす。

3 組合の事業年度の開始の時に於ける組合員の総数が新たに千人以下となつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第四十四

条第五項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

（役員職務及び権限について準用する会社法の規定の読替え）

第三条 法第四十六条の三第三項の規定により組合の役員職務及び権限について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百八十一条第		読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
取締役		第三百五十七条第 一項 監査役設置会社に あつては、監査役	監査権限定組合 （商店街振興組合 法第三十五条第八 項に規定する監査 権限定組合をい う。以下同じ。） 以外の組合にあつ ては、監事	
理事				

二項、第三百八十五 条並びに第三百 八十六条第一項第 一号並びに第二項 第一号及び第二号			
第三百八十一条第 二項及び第三項、 第三百八十五条第 一項並びに第三百 八十六条第一項（ 第一号に係る部分 に限る。）及び第 二項（第一号及び 第二号に係る部分 に限る。）	監査役設置会社		
第三百八十一条第 三項	子会社に	監査権限定組合 以外の組合	子会社（商店街振 興組合法第四十四 条第五項第二号に 規定する子会社を いう。以下同じ。

第三百八十六条第一項	第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条	商店街振興組合法第五十一条の五第二項の規定並びに同条第五項において準用する第三百五十三条及び第三百六十四条	)に
第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	商店街振興組合法第五十一条の五第二項	

2 法第四十六条の三第五項の規定により監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある組合の役員職務及び権限について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百五十三条の規定	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十三条	第四項	第三百四十九条第四項	商店街振興組合法第五十一条の五第二項

第三百八十九条第二項	第三百八十九条第三項及び第四項	取締役	二項
第三百八十九条第七項	第三百八十九条第五項	子会社に	商店街振興組合法第四十六條の三第三項において準用する第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文
第三百八十一条から第三百八十六条まで	第三百八十一条から第三百八十六条まで	子会社(商店街振興組合法第四十四條第五項第二号に規定する子会社をいう。以下同じ。)	商店街振興組合法第四十六條の三第三項において準用する第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文

		、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
第一項		同法第四十六条の三第四項

（理事会等の招集について準用する会社法の規定の読替え）

第四条 法第四十八条第七項（法第七十八条において準用する場合を含む。）の規定により理事会又は清算人会の招集について会社法の規定を準用する場合には同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

第三百六十七條第一項	監査役設置会社	監査権限定組合（商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合
第三百六十八條	監査役設置会社	監査権限定組合以外の組合
第三百六十八條第一項	各監査役	各監事
第三百六十八條第二項	及び監査役	及び監事

（役員の場合に対する損害賠償責任について準用する会社法の規定の読替え）

第五条 法第五十一条第九項の規定により役員の場合に対する損害賠償責任について会社法の規定を準用する場合には同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

の規定	第四百二十六条第一項及び第四百二十七条第一項	第四百二十六条第一項	第四百二十六条第一項	第四百二十六条第二項	第四百二十六条第三項	第四百二十六条第四項	第四百二十七条第一項	八百二十六条第一項	第四百二十七条第一項
句	第四百二十四条	第四百二十三条第一項	監査役設置会社	前条第一項	前条第三項	前条第二項各号	前条第四項及び第五項	前条第四項及び第五項	取締役（業務執行
	商店街振興組合法第五十一条第四項	同法第五十一条第一項	監査権限定組合	同条第五項	商店街振興組合法第五十一条第七項	商店街振興組合法第五十一条第六項各号	商店街振興組合法第五十一条第八項	商店街振興組合法第五十一条第八項	組員外理事（組

一 項	取締役等であるも合の理事であつてのを除く。）、会、当該組合の組合計参与、監査役又員又は組合員では会計監査人（以る法人の役員でな下この条及び第九いものをいう。以百十一条第三項第下同じ。）又は監二十五号において「非業務執行取締役等」という。）	非業務執行取締役等が	非業務執行取締役等と	第四百二十七条第二項、第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項	第四百二十七条第三項	第四百二十五条第三項	第五十一条第七項
		組合員外理事又は	監事と	監事			商店街振興組合法

		同項に規定する取 締役 組合員外理事
第四百二十七条第 四項第一号	第四百二十五条第 二項第一号及び第 二号	商店街振興組合法 第五十一条第六項 第一号及び第二号
第四百二十七条第 四項第三号	一項	商店街振興組合法 第五十一条第一項
第四百二十七条第 四項及第五項	四項及び第五項	商店街振興組合法 第五十一条第八項

(役員を責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の  
読替え)

第六条 法第五十一条の四の規定により役員を責任を追及する訴え  
について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係  
る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法 の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第八百四十九条第 三項第一号	監査役設置会社	監査権限定組合 (商店街振興組合 法第三十五条第八

第八百五十条第四 項	第五十五条、第百 二条の二第二項、 第一百三十三条第 五項、第二百十三 条の二第二項、第 二百二十六条第五 項、第二百三十三 条の二第二項、第 二百三十四條の二 第二項、第二百三 十五條の二第二項 、第二百三十七條 の二第二項、第二 百三十八條の二第 二項、第四百二十 四條(第四百八十六 條第四項において 準用する場合を含 む。)、第四百六 十二条第三項(同 項ただし書に規定 する分配可能額を 超えない部分につ いて負う義務に係	項に規定する監査 権限定組合をい う。)以外の組合
---------------	---	---------------------------------

る部分に限る。)
、第四百六十四条 第二項及び第四百 六十五条第二項

(組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え)

第七条 法第七十八条の規定により組合の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七十八 条第四項	第一項及び第二 項	商店街振興組合法第七 十条の規定及び同法第七 十一条において準用する 第四百七十八條第二項
第四百七十九 前条第二項から 前条第二項及び 第四項	号 第二号又は第三 号	第四百七十五條第二 号

条第一項	条第四項	条第一項	条第四項	条第一項	条第四項
第四百八十三 条第四項	第四百八十三 条第四項	第四百九十二 条第一項及び 第四百九十九 条第一項	第四百九十二 条第一項及び 第四百九十九 条第一項	第四百七十一 条第二号	第四百七十二 条第四号
第四項まで	第一項第一号	各号	各号	第八百七十四 条	第八百七十 条第一項第一 号及び第二号
取締役が清算人	代表取締役	第八百七十四 条	第八百七十四 条	第八百七十四 条第一号及び 第四号	第八百七十 条第一項第一 号及び第二号
七条	代表理事	組合（商店街振興組合法 第二条に規定する組合を いう。）が解散した場合 （合併及び破産手続開始 の決定による解散の場合 を除く。）及び第四百七 十五条第二号	組合（商店街振興組合法 第二条に規定する組合を いう。）が解散した場合 （合併及び破産手続開始 の決定による解散の場合 を除く。）及び第四百七 十五条第二号	第八百七十四 条第一号及び 第四号	第八百七十 条第一項第一 号及び第二号

同項第一号、第同項第一号 三号及び第四号	
、当該各号	、同号

2 法第七十八条の規定により組合の清算人について法第五十一条第九項の規定を準用する場合における同項の規定により準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十六条第一項及び第四百二十七条第一項	第四百二十四条	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条第四項
第四百二十六条第一項	第四百二十三条第一項	同法第七十八条において準用する同法第五十一条第一項
監査役設置会社	監査権限定組合（同法第三十五条第八項に規定する	

第四百二十六条第一項	前条第三項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条第七項
第四百二十六条第一項	前条第二項各号	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条第六項各号
第四百二十六条第一項	前条第四項及び第五項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条第八項
八項	前条第一項	監査権限定組合をいう。）以外の組合



第四百二十七条第 項	第四百二十七条第 二項、第四項（第 一号及び第二号を 除く。）及び第五 項	取締役等（業務執行 取締役等であるも のを除く。）、会 計参与、監査役又 は会計監査人（以 下この条及び第九 百十一条第三項第 二十五号において 「非業務執行取締 役等」という。） 非業務執行取締役 等が 非業務執行取締役 等と	清算人 清算人 清算人と	清算人 清算人 清算人と	第四百二十五条第 商店街振興組合法
---------------	---	---	--------------------	--------------------	----------------------

三項	三項	第七十八条におい て準用する同法第 五十一条第七項	同項に規定する取 締役 清算人	第四百二十七条第 第四項第一号 二項第一号及び第 二项 二项第一号及び第 二项 二项第一号及び第 二项	第四百二十七条第 第四項第一号 二項第一号及び第 二项 二项第一号及び第 二项	第四百二十七条第 第四項第三号 一項	第四百二十七条第 第四項及第五項 四項及び第五項	第七十八条におい て準用する同法第 五十一条第八項	商店街振興組合法 第七十八条におい て準用する同法第 五十一条第八項	商店街振興組合法 第七十八条におい て準用する同法第 五十一条第一項
----	----	---------------------------------	-----------------------	--	--	--------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---	---

3 法第七十八条の規定により組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次

の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七條第一項	監査役設置会社にあっては、監査役	監査権限定組合（商店街振興組合法第三十五條第八項に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合にあつては、監事
第三百八十一條第二項及び第三百八十五條第一項	監査役は	監事は
第三百八十一條第二項、第三百八十五條第一項並びに第三百八十六條第一項（第一号に係	監査役設置会社	監査権限定組合以外の組合

る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）	第三百八十六條第一項	第三百四十九條第四項、第三百五十三條及び第三百六十四條	商店街振興組合法第七十八條において準用する同法第五十一條の五第二項
	第三百八十六條第一項及び第二項	監査役が	監事が
二項	第三百八十六條第二項	四項	第七十八條において準用する同法第五十一條の五第二項

4 法第七十八条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）	監査権限定組合（商店街振興組合） 法第三十五条第八項に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条第四項

、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	
---	--

5 法第七十八条の規定により監査権限定組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百六十四条		第三百五十三条	読み替える会社法の規定
取締役会設置会社		第三百四十九条第四項	読み替えられる字句
監査権限定組合	項	第七十八条において準用する同法第五十一条の五第二項	読み替える字句

附 則 抄

1 この政令は、商店街振興組合法の施行の日（昭和三十七年八月十五日）から施行する。

	（商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査権限定組合をいう。）